

米国関連資料

過去 6 年間の IPR 手続に関連する興味深い統計データ

2018年08月20日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

PTAB (**P**atent **T**rial and **A**ppeal **B**oard) が設立されてから 2017 年 9 月 16 日で 5 年になりました。毎年、特許付与後の手続は、手続上および実体的に進化しつつあります。このタイミングで、PTAB における特許付与後の手続である IPR (Inter Partes Review) に関する過去 6 年間の統計データが公表されました。

米国において特許付与後の手続は、訴訟と比較して、特許の有効性の審理速度や、手続から派生するコストの観点等からも魅力的な手続であり、2017 年度には **1,723** 件の手続申請が行われました。今後も、特許戦略上、ますます重要視され続けるであろうことが予想されます。そこで、IPR の特徴および留意事項と、それらの手続に関連する過去 6 年間の興味深い統計データについて、以下に説明します。

【全 6 頁】

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>
<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。